

## (株)関西新幹線サービックと団体交渉を開催！

6月4日、地本は、「新型コロナウイルス」感染防止に関する申し入れ発3号から発6号について、関西新幹線サービックと団体交渉を新大阪丸ビル新館で開催しました。

参加者は、組合側は、熊澤守関西地区分会長、柿本克彦関西地区分会書記長、船出信政大阪車両所分会執行委員、笹田伸治業務部長。サービック会社側は、尾浦企画部担当部長、友繁人事部担当部長、西尾事業部担当部長、川中人事勤務課係長でした。

以下、組合の申し入れと会社回答。

JR東海労幹関西地「発」第3号

### 「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急申し入れ

昨年、12月以降、中国・武漢で発生した「新型コロナウイルス」の感染は全世界に拡大し、日本国内においても感染者は日々増え続けている状況である。

政府は、感染拡大を防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきだとして、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を示した。

また、北海道の鈴木知事は、新型コロナウイルスの感染が道内で広がっていることから、「緊急事態宣言」を発出し、道民に向けて外出を控えるように呼びかけている。

さらに、マスコミ報道によると、JR東日本で社員が「新型コロナウイルス」に感染し、職場の同僚にも感染していると報道があった。

関西新幹線サービック会社においては、2月28日付け各事業所長名で「新型コロナウイルスへの対応等について」という感染症対策の掲示が掲出された。

それには、「社員等及びその家族に感染が確認された際は、管理者に報告してください。」とあり、その内容は、社員等個人が感染症対策を行う注意喚起等だけで、JR東海会社と契約しているサービック会社の作業に対する対策や、社員等及びその家族に感染が確認された際の対策、新幹線に感染者が乗車していたことが確認された際の対策が全くないものであり不十分である。

不特定多数の旅客が利用する公共交通機関のJR駅舎等の清掃整備、新幹線車両の清掃整備、駅・出改札業務に従事する社員等は「新型コロナウイルス」に感染するリスクは高く、サービック会社の感染防止対策が極めて重要である。

1. 社員等に感染が確認され、出勤できない場合の勤務扱いを掲示で明らかにすること。

**【会社回答】**

個別の対応は、会社として責任を持って行う。掲示するつもりはない。

2. 社員等に感染が確認された際、又は社員等及びその家族に感染が疑われる要件があり、出勤できない場合は、勤務扱いを有給休暇（障害休暇）とすること。

**【会社回答】**

感染が疑われる要件とは何を指すのか分からないが、保健所等の指示に従われない。勤務の扱いについては、発生した際には当該社員等に別途お知らせする事になる。

3. 社員等及びその家族が感染したと報告を受けた際、当該社員及びそれ以外の社員等に対する具体的な対応策を明らかにすること。

**【会社回答】**

感染したという事であれば、出社はさせず、保健所等の指示に従う事になる。

4. 社員等及びその家族が感染したと報告を受けた際、当該事業所の職場に対する具体的な対応策を明らかにすること。

**【会社回答】**

感染したという事であれば、保健所等の指示に従う事になる。

5. 社員等が臨時休校となった子供の世話で就労できない場合が発生した際の勤務の扱いを明らかにすること。また、その場合は有給休暇を与えること。

**【会社回答】**

この度の臨時休校により、子供の世話で就労できなくなった場合は、その申し入れを受けて適切に有給休暇を与えている。

6. 新幹線に感染者が乗車していたことが確認された際の J R 駅舎等の清掃整備、新幹線車両の清掃整備、駅・出改札等の業務に対する具体的な対応策を明らかにすること。

**【会社回答】**

感染者の乗車が確認された場合は J R からの指示に基づき、当該編成の消毒作業を実施している。また、駅舎清掃及び駅営業社員に対しては、感染者情報にかかわらず、業務中のマスク着用、手洗いなどの感染予防措置を継続する。なお、J R の指示書には消毒箇所、消毒方法、消毒時の注意事項等が明記されている。

7. 便所、洗面所の清掃整備に従事する従事者全員に適応する手袋着用を原則、義務づけること。

**【会社回答】**

掲示等により、手袋着用についての周知を行っている。

8. 駅舎等の清掃整備、新幹線車両の清掃整備には、全ての作業箇所に十分なアルコール消毒液と殺菌剤（次亜塩素酸水）を準備すること。

**【会社回答】**

作業箇所に応じて必要なものは、準備している。

以上

J R 東海労幹関西地「発」第 4 号

「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急追加申し入れ

3月31日、鳥飼車両基地に到着したG41編成の車内清掃を行っていたところ、J R 東海会社から関西サービックの当直に、「G41編成3号車にコロナウイルス感染者が乗車していた。」との連絡があったようである。しかし、連絡を受けた関西サービック当直は、車内清掃を中断させることなく、清掃作業終了後に車内の消毒を行った。このG41編成は、外板洗いのためパン下げの無加圧状態で車内換気装置が停止し通気性が悪く、車内照明も消えた暗い中での作業であった。コロナウイルス感染者が急増している状況の中で、不特定多数の旅客が利用する新幹線車内の清掃整備に従事する作業者がコロナウイルスに感染するリスクは高く、サービック会社の感染防止策が極めて重要である。会社はコロナウイルス感染者の乗車情報が入れば、至急情報伝達を行い現場で働く人達が安心して働ける環境をつくるべきである。

1. J R 東海会社から関西サービック当直へ連絡があったがようであるが、連絡があつてからの対応について時系列で具体的に明らかにすること。

**【会社回答】**

作業途中の段階で、現場当直に連絡があった。当社はJ R 東海の指示書に基づいて作業をしており、指示書を得た時点で小A作業は完了していた。

2. 車内清掃作業中にJ R 東海会社から連絡があった今回の事態を受けて関西サービック会社の見解を明らかにすること。

**【会社回答】**

今後も整備会社として、発注元からの指示を受けて作業を実施する。

3. 今回の事態で作業者に不安や心配を掛けたので、作業担当者へ謝罪し、事態の説明と、今後、何かあれば十分な補償を行うこと。

**【会社回答】**

仮定の話しには回答しない。今後も整備会社として、社員の安全と健康に最大限配慮し、必要な対応を行っていく。

4. 今回、対応が遅れた理由を明らかにし、二度とこのようなことがないように管理者・全社員へ今後の対応策などを掲示で明らかにすること。

**【会社回答】**

今回、対応が遅れたとは考えていない。今後も社員の安全と健康に最大限配慮し、必要な対応を行っていく。

以上

J R 東海労幹関西地「発」第5号

「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急申し入れ（2）

4月24日から新型コロナウイルス感染防止対策として、関西新幹線サービック各事業所（第二事業所営業二科は既に9日から実施）において、自宅待機が実施されている。しかし、各事業所によって今回の自宅待機の勤務認証が、第一事業所は「有給休暇」、第二事業所は「自宅待機」、鳥飼事業所は「自宅勤務の有給」とそれぞれ異なる扱いをしている。さらに、第一事業所に関しては、「有給休暇」にも関わらず、業務指示として課題の提出が求められている。

このことに関して、4月23日に組合側から関西新幹線サービック本社窓口へ「有給休暇」に対する課題提出は問題であるとして抗議したが、本社窓口の対応は、事業所毎に対応を任せていると無責任な対応であった。

1. 自宅待機となる労働者の勤務認証と勤務内容を明確にすること。及び、勤務箇所や労働者により差別的な扱いをしないこと。

**【会社回答】**

勤務内容は自宅待機として周知した上で、勤務認証を「有給休暇」とした。なお、4月28日以降の勤務変更においては、該当する勤務認証を「自宅待機（宅待）」としている。差別的な扱いは行っていない。

2. 事業所毎に勤務認証が異なる理由を明らかにされたい。

**【会社回答】**

そのような事実はない。

3. 第一事業所では課題の提出を業務指示しているが止められたい。

**【会社回答】**

本来業務をすべき日に自宅待機を命じているものであり、社員として必要な知識をつける為の課題を課すことに何ら問題はない。

以上

J R 東海労幹関西地「発」第6号

### 「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急申し入れ（3）

新型コロナウイルスの感染症は収束する気配がない。そして、感染経路が特定できない感染者が増大している。政府から出された「緊急事態宣言」を受け、不要不急の外出を控えることが要請され、また、「3密」の防止、可能な限りの在宅勤務やテレワークへの勤務態勢の変更が要請されている。関西新幹線サービック会社においても自宅待機が行われ始めたと認識している。しかし、運輸業の特殊性からして、在宅勤務が不可能な社員が多く存在する。これらの労働者は、目に見えないウイルスの感染の危険におびえ、緊張しながら業務を遂行している。従ってこのような特殊事情の中で業務を遂行している労働者に対して、下記の通り要求する。

1. この度の自宅待機の理由は、業務量の減少が最大原因であるかのように言われているが、この度の事態は、人命に関わる感染拡大防止が最大の問題である。従って、通勤・労働により感染拡大のリスクを負う労働者を最小限にするために自宅待機を指示すること。

#### 【会社回答】

感染拡大の防止と業務運営の維持を目的として、必要な社員には自宅待機を命じている。

2. どうしても感染拡大のリスクを負って通勤・労働を強いられる労働者に対しては、相当の保障措置を行うこと。

#### 【会社回答】

そのような考えはない。

3. この度の事態を理由にして、労働者の解雇や再就職を拒否することなく、現在、関西新幹線サービックに就労している労働者に対して、今後の雇用継続を約束すること。

#### 【会社回答】

社員の雇用については、会社が責任を持って判断する。

4. 妊娠中の女性労働者など、特別な体調の労働者に対しては、特段の配慮を行うこと。

#### 【会社回答】

体調について社員等から申し出があれば、法令に基づき適切に配慮を行っている。

## **「新型コロナウイルス」感染防止対策として、感染者乗者 連絡体制の速報性、グリーン車絨毯用消毒薬品の要求！ 作業者の安全を第一に考えて対応していくことを確認**

組合：現場へ感染者が乗車していたという連絡が遅い。現場で不安の声が上がっている。  
どこに問題があるのか。

会社：サービックとしては、JRから連絡を受けてすぐに対応している。

組合：感染防止のために、今後もJRから連絡があれば早く連絡して頂きたい。  
グリーン車の床面の絨毯の消毒薬品について検討して頂きたい。普通車の床面はハイターを薄めたもので消毒を行っているが、グリーン車では、絨毯が変色するので使用できない。変色しない消毒薬品を検討して頂きたい。

会社：JRの指示に基づいてやっていく。

組合：現場の人間を守るためにサービックとして、どうするのかということ。

会社：社員を守るという気持ちは同じ。作業者の安全を第一に考えて対応していく。

## **本社は有給休暇という自宅待機を指示！ 課題提出は竹腰所長独自の判断！**

組合：各事業所で勤務認証について違いはなかったと回答しているが、間違いはないか。

会社：勤務認証は有給休暇として統一している。  
その前に自宅待機を指示していると統一している。

組合：そのことは各事業所に指示しているのか。

会社：本社が各事業所に対して指示している。

組合：何に基づいてやっているのか。

会社：就業規則の中に会社が特に認めた場合の有給休暇という規程がある。  
それに基づいて有給休暇として扱っている。

組合：有給休暇で第一事業所での課題提出の対応はおかしい。  
課題の提出は本社の指示なのか。

会社：所の運用である。本社指示であれば全事業所で課題提出となる。  
自宅待機の時に課題を出すことについては問題ないと考えている。

**組合員を感染の危険にさらすわけにはいかない！**

**竹腰所長、山崎科長の恣意的な判断に抗議！**

組合：竹腰所長が「課題を提出していない人には自宅待機をさせるな」と言っていることを知っているのか。

山崎科長が「自宅待機でやるべき事をやっていないから別の人に自宅待機させる」と言っていることを知っているのか。

会社：不確かなことについて回答できない。

組合：課題を提出しないから自宅待機させないことは問題である。

自宅待機であったところを担務変更で出勤にさせられている。組合員を感染の危機にさらすわけのはいかない。

事実か調べて、事実であれば注意、指導して頂きたい。

以上